

岐阜県公報

号外(一) 平成三十年一月二十二日

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年一月二十二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第一号ルを次のように改める。

ル 市町村立小中学校等事務職員採用大学卒程度試験

第二十二条第一項第一号中ヲをワとし、同号ルの次に次のように加える。

ヲ 市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「下呂土木事務所技術連携調整監」を「下呂流城

土木事務所技術連携調整監」に改める。

浄水事務所副所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

目 次

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

規則

(同) (同) (同) (同)

二 二 一 二

平成三十年一月二十二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二号

岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年一月二十二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二流域浄水事務所の項中「所長」の下に「副所長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年一月二十二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事の部流域浄水事務所の項六級の欄中「[五]」を「[五]、[四]」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成三十年一月二十二日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社